

事 務 連 絡
令 和 3 年 3 月 4 日

各厚生労働大臣認可

消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室長

インターネット等を活用した総（代）会について

近年の急速なデジタル技術の進展により、国民生活が変化する中でビジネスシーンにおいても様々な変化が見られる。

インターネット等を活用した株主総会は、物理的に株主総会の開催場所に臨席した者以外の者に当該株主総会の状況を伝えるために用いられる電話や e-mail・チャット・動画配信等の IT 等を活用した情報伝達手段（以下「インターネット等の手段」という。）を用いて開催するものであるが、経済産業省は、このインターネット等の手段を用いた株主総会（以下「バーチャル株主総会」という。）について、2020年2月26日付け「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」及び2021年2月3日付け「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」（以下まとめて「実施ガイド」という。）を策定している。

この実施ガイドにあるとおり、バーチャル株主総会は「ハイブリッド参加型」「ハイブリッド出席型」「バーチャルオンリー型」に類型が整理されており、バーチャル株主総会を検討するにあたっては、それぞれの違いを前もって理解する必要がある。

その上で、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）では、現行法令に照らし「ハイブリッド参加型」のバーチャル株主総会と同様の形態を用いた総（代）会の開催の差し支えないものである一方、「ハイブリッド出席型」及び「バーチャルオンリー型」と同様の形態を用いた総（代）会の開催は認められていないものであること、参考までに周知する。

なお、本通知は、組合の総会の在り方としてハイブリッド参加型による総（代）会が望ましいという方向性を提示するものではなく、あくまで組合の総（代）会の在り方を検討する時の追加的な選択肢を提供することを目的としたものである旨申し添える。

<参考>

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-1.pdf>

「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（別冊）実施事例集」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210203002/20210203002-2.pdf>